## がんばれ 認定農業者!! シリーズ@

さつま町永野

大作 きん 城戸



城戸さんは,鉢物用のシクラメン5千鉢,ガー デン用のシクラメン1万本のほか,リーガースベゴ ニアやガーベラ, ゼラニウムなどの花々を栽培され

小さい頃から, 花が好きで興味があったと話す城 戸さんは,農業大学校園芸部の花き科でシクラメン の栽培を学び,時吉地区の東花園で実践的な研修を 積んだ後,就農されました。

就農時は,花き栽培に必要なハウスや施設を導入 するなど、ゼロからのスタートで、初めの頃は、病 気やダニの対策に苦労する日々が続いたそうです。 今年で就農して7年目。今では,色とりどりの花々 が, 鹿児島と宮崎の市場に出荷され, 花屋の店頭に 並びます。城戸さんが愛情込めて育てた花々は,花 もちがよいと評判です。

城戸さんは「重油の高騰が続く中,コスト低減を 図りながら, 品質のよいものを栽培していきたい」 と話されました。

### 川内川激特速報

さつま町内の、激特事業に関する進捗状況などについて、お知らせします。

1. 激特事業の状況と今後の予定について

現在、計画説明の同意を得られた地区から順次、用地調査などに着手しております。 用地調査などについては,虎居地区を含むさつま町内全13箇所中11箇所の用地調査などを完了してお り,今年度は,用地取得のご相談(用地協議)を実施してまいります。

### 2. 激特事業工事箇所

- ・二渡地区(山崎大橋上流側 約600m)築堤(H20年3月末一部完成)
- ・推込分水路箇所においては,用地取得が完了した箇所から,樹木伐採などの準備工に着手しております。 (H20年3月からH20年6月末まで)

樹木伐採完了箇所を対象に5月頃から埋蔵文化財調査を行う予定です。

工事期間中の通行など、ご迷惑をおかけしますがご理解とご協力をよろしくお願いします。

3. 宮之城地域川づくり検討会について

宮之城地域の激特事業において利活用及び景観・環境などについて設計に反映させる為、地域の皆様と共 働して川づくり計画(案)を作り上げていきます。

「第4回宮之城地域川づくり住民部会」を5月24日(土)午後2時から虎居地区公民館にて開催します。 内容は、第3回住民部会までの意見を集約した川づくり(案)の提示と案に対する意見の聴取です。

当検討会は,現在,皆様にお示ししている計画線形などを変更したりするものではなく,整備に併せた 利用のしやすさや保全すべき環境及び景観への配慮方策などについて検討していくものです。

### 今後とも河川事業におけるご理解とご協力をよろしくお願いします。

【問い合わせ】 国土交通省 川内川河川事務所 調査課 課長 竹下真治  $\bigcirc$  (0996) 22-3271

### 県実施区間激特事業の状況と今後の予定

夜星川につきましては、用地提供のご協力を得まして、工事に着手することができました。 平成19年度は、国道から下流方向に向けて、既設の堤防高まで築堤工事を実施したところです。 本年度は、国道267号にかかる夜星川橋架け替えのための迂回路工事および樋管工事に着手する計画です。 工事期間中は、ご迷惑をおかけしますが、皆様のご理解とご協力をお願いします。

> 【問い合わせ】 鹿児島県北薩地域振興局 河川港湾課 ☎ 0996-23-5151 内線289

### に係る自助あり、支援 寝たきり 援体制につ 画」の中の災害時要援護者対策 とることが困難な人 難するなど、 ンである「 ンとは 災害発生 町の防災対策の 具体的には、 難支援プランの作成 乳幼児、 ます 具体的に記載したもの oなど、適切な防災行動をするために安全な場所に避害発生時などにおいて、自 支援対象者の 関係機関などにお した計画書 避難支援に係ることを 障害者、 などの高齢者、 さつ 共助 て 外国人などが考え ま町地域防災計 ひとり暮らしや 傷病者、 地域の実情に マ (プラン) 公節田、 る タ 支援プラ 要介護 の役割 です。 妊 産 支援 プラ で

られ

認定者、

を

### 方です。 由な高齢者や障害者の災害時に、在宅で心 難が難しく らしの高齢者など、 の支援が受けられな 支援を必要とする 自力

での

避

生委員、 報を共有し、 録台帳を作成し、 族などからの申 自主防災組織などと情 支援活動に活用 Ċ 出により、 平常時から民 登

れます。とりに対す!

要援護者支援全体に係る考え方

避難行

動要支援者ひ

また、

この計画書は、

# ●災害時避難行動要支援者の 登録 を活用

退

制

さつま町災害時要援護者避

要とする ます。 し、災害に備えた地域動要支援者個別支援計 制の整備を図ることを目 災害時にお ことを防災の基本とし 「自らの身の安全は自ら守る る 方に対 いて地域の 町 ながら、 0 が 支援を必 協力体 的とし を作成 避難行

# 要支援者の登

の

具体化. のうち、

分担、

録と活用 登録を希望され る 本 人又は家

です。 定の、

療育手帳制度に す 等級表の 同法施行 体障害者手帳の交付を受け、 る者

ひとり暮か、家族

身が不自

帳の交付 立支援医 前各号に準じる状態にあ 費助成認定を受けてい 特定疾患治療研究事業の医療 障害者自 判定 る 一療費の を受け を受け、 精神障害者 立支援法における自 た者 支給認定を受 程度区分の る難病

# いずれかれかり

つ支援 に提供することを同意され を民生委員、 次 の録 を受けるた 力避難が 自主防災組織など 木 一数に個-な方で、 た方

高齢者の 身体障害者福祉法におけ とり暮 護保険法における要介 要介護3以上の み の世 の 帯 者 る身 護認

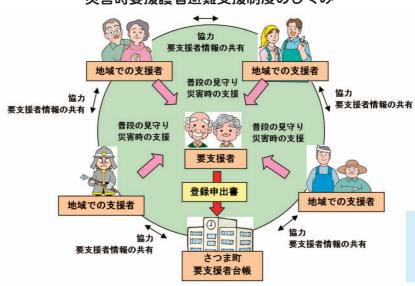
通じて町長に提出する

規則第5号障害程度 級又は2級に該当 おける療育手

る者 災害時要援護者避難支援制度のしくみ

# かに

1人情報 、災害



Ħ 兼台帳 所及び要援護者内容など) は公民会長 必要な個人情報 避難行動要が 性別、 直接又は民生委員も (登録申 動要支援 年齡、 (自主防災組織) (氏名、 電話番号、 治登録: 豆録申出書 号 生 年 月 を記 を

■問い合わせ先 ☎ 53-1111

総務課交通防災係

すこやか長寿課高齢者ふれあい係 内線2171

内線2215